



四 会計年度任用職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律二百六十号）第三十一条第三号の嘱託員の任免  
 五・六 （略）  
 七）個人情報に関する法律第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報に関する開示決定等  
 三 同法第九十条第一項又は第二項の規定による保有個人情報に関する開示決定等及び  
 同法第一百零一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等  
 八 個人情報に関する法律第八十二条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等、同法第一百零一条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等  
 七十六 条第九条第一項の規定による保有個人情報の請求

（略）

（略）

四 非常勤職員（再任用）の任免  
 五・六 （略）  
 七）個人情報保護条例第十一條第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、個人情報保護条例第十二條第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は個人情報保護条例第九條による保有個人情報の請求  
 八 個人情報保護条例第十一條第一項若しくは第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、個人情報保護条例第二十四條第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等、個人情報保護条例第三十條第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は個人情報保護条例第九條による保有個人情報の請求

（略）

（略）

九 (略)	同法第九十 条第一項の 規定による 保有個人情報 の訂正の請 求若しくは 開示の請求 は同法第九 十八条第一 項の規定に よる保有個 人の保有情 報の訂正の 請求に係る 利用停止の 請求に係る 不作為に係 る審査請求 に対する処分
九 (略)	情報の開示 の請求、個人 情報保護条 例第二十二 条の規定に よる保有情 報の訂正の 請求若しくは 個人情報保 護条例第二十 九条の規定 による保有 個人情報の 利用停止の 請求に係る 不作為に係 る審査請求 に対する処分

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(保存年限の延長に係る経過措置)

2 この規則の施行前に広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「旧条例」という。）第十条、第二十三条及び第三十条の規定による請求があつた場合における文書等の管理については、なお従前の例による。

(専決事項に係る経過措置)

3 この規則の施行前に旧条例第九条、第二十二條又は第二十九条の規定による請求（以下「旧開示請求等」という。）がされた場合における同条例第十一条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「旧開示決定等」という。）又は旧開示決定等若しくは旧開示請求等に係る不作為に係る不服申立てにおける専決については、なお従前の例による。